

## 第2 検討部会 会議録

会議の名称	第31回 第2 検討部会
開催日時	平成21年1月28日(水)18時00分から20時30分
開催場所	川口市職員会館 3階 会議室
出席者	(部会長)平副委員長 (委員)石井委員、小川委員、篠田委員、立石委員、永瀬委員、吉田委員、
会議内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手引きについて</li> <li>・運用推進委員会について</li> <li>・今後の日程、進め方</li> </ul>
会議資料	「第30回検討部会」
発言内容	<p>はじめに、本日(1/28)午前中に、立石委員長と5人の副委員長で、川口市自治基本条例(素案)を市長へ答申したと、平部会長より報告があった。</p> <p>・手引きについて (手引きの内容について、各委員から意見が出された。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前文：前文の説明が細かすぎると感じる。新聞を読むよりも難しいと感じるので、わかりやすくしたほうが良い。特に段落が6つにも分かれているのも冗長と感じる。</li> <li>・前文：段落を付けるのであれば、明確に前文に「これが第一段落」というわかりやすい表示ができないか。</li> <li>・2条説明(2)：自然人と言う表現が難しい。 個人(自然人)としたほうが良いのではないか。</li> <li>・1条説明(1)：第1条に「目的」を置くこととしているという後に、目的を規定と言うのは冗長。</li> <li>・2条説明(2)：「第 号」と書いてあるが、対応する文章がどこかわからない。</li> <li>・2条説明(4)：「公的責任の実現で市民の福祉の実現」とあるが文章がわかりづらい。文章を要推敲。</li> <li>・4条説明(1)：本文に信託と出ていれば、信頼して託すという表現に噛み砕いたほうが良いのでは。わからない市民が存在するものと考える。</li> <li>・4条説明(3)：市政運営と行政運営とあるが、市政運営は行政運営を包含した概念であるので、市政運営だけでよいのではないか。 「市政運営」という言葉で、第3章全体を指すことができるのではないか。</li> <li>・5条説明(2)：市民「等」の等は何を指すのか。 市民団体を指している。企業が協働することも指している。</li> <li>・5条説明：第5条の市民は市民団体を含むということを盛り込むべき。</li> <li>・5条説明(3)：市民は市民団体を含むということか。</li> </ul>

- ・ 9条説明(3):「標榜して」という難しい言葉を使う必要はない。「目指して」「掲げて」などという表現が良いのではないか。
  - ・ 全体:手引きの漢字にはルビは振られるのか。
  - ・ 9条説明(4):「担い手」の語意がわからない。
  - ・ 全体:章、節、条、項、号と手引き内の表記との対応関係について冒頭に掲載するべきだ。
  - ・ 11条説明(1):「これを補うために、」で終わってしまっている。
  - ・ 12条説明(2):「適時性」と「的確性」はわかりづらい。
  - ・ 13条説明(1):本文はこれでよいが、実際は情報が漏洩しているケースがあることを課題として記すべきだ。
  - ・ 11条用語解説:市民の総意はどのように判断するのか。「総意」の有る無しはどのような手段で検証するのか(方法(住民投票か?)と基準(何%の賛成で総意とするか。))。
  - ・ 16条説明(3):「市民の市政への参加は、この条例全体の目的です。～」以下をカットするべき。本条例で市民参加について規定していない。
  - ・ 18条説明(2):アウトソーシングとせず、「外部委託」でよいのでは。
  - ・ 20条説明(1):ここだけではなく、「旨」は、文脈に応じて「内容」や「ということ」に置き換えたほうが良い。また、「措置」も理解が難しい場合がある。「諮問機関」も難しい。
  - ・ 20条説明(2):要綱の第4条に「1割以上」とあるので、「以上」を挿入するべきである。
  - ・ 21条説明(3):行政用語であることは承知だが、「処分」は一般的には罰則のようなネガティブなイメージがあるため置き換えられないか。
  - ・ 21条説明(3):専門用語を安易に置き換えてよいのだろうか。多義的な用語を安易に変えると、当初想定していた意味が失われる危険性がある。
- 運用推進委員会で専門用語の使い方について今後検討しても良いのではないか。
- ・ 22、23条説明:「市民の視点に立った」というフレーズが多用されているので、他の言い回しはないものか。
  - ・ 25条説明(3):指標の名称はもう少しわかりやすくしたほうが良い。例えば、「経常収支比率」は「弾力性」ではなく「健全性」を見るものではないか。
  - ・ 25条用語解説:「BS」等の英語略称は不要ではないか。
  - ・ 26条説明(1):「施策」と「事務事業」の違いがわからない。
  - ・ 26条説明(1):「政策等」の「等」が指すものは何か。
  - ・ 28条説明(1):市政オンブズマン制度にコストがかかることを記載す

るべきだ。コストを考えずに「良い制度だ」という認識をされる恐れがある。

- ・ 29条用語解説：コンプライアンスという横文字を使う必要はないのでは。「法令順守」でよい。本文にもコンプライアンスという語はない。
- ・ 29条説明(2)：「損出」は正しい日本語か。辞書に載っていなかった。
- ・ 30条説明(2)：「したがって」という接続詞でよいのか。逆接でつないだほうが良いのではないか。
- ・ 31条説明(2)：一行目に脱字。「解決「で」きる」とされたい。
- ・ 32条説明(2)：「市政運営に当たっては、・・・最大限に尊重する。」とあるが、「最大限」を入れている理由はなにか。
- ・ 32条説明(5)：「コンプライアンス」は不要である。「この規定は、」以下は削除してよい。
- ・ 32条説明(5)：手引き全体を通じて、「～であります。」という表現は大きすぎであり避けたほうがよい。
- ・ 全体：「行政用語」、「法律用語」という目印を入れるか。行政用語や法律用語の説明を追加するべきである。
- ・ 全体：文字だけでは非常に読みづらいので、表現方法や印刷方法（背景を入れる等）の工夫が必要ではないか。

#### ・ 運用推進委員会について

(運用推進委員会のあり方について、各委員から意見が出された。)

- ・ 条例と情報公開条例との整合性を考える必要がある。情報公開条例は制定してから年数がだいぶ経過していると考え。その他自治基本条例と関連性の強い条例の再検討が必要だ。また、どのようにチェックするのか、チェックした結果を改善案のようなものを答申にするのかも要検討だ。
- ・ 自治基本条例の「売り」や「特徴」を見つけ出し、推進していくことが必要である。

特徴は以下の5点。

附則で関連条例制定期限を定めたこと。

「市民投票」という言葉は他の自治体では使われていないこと

川口の自治基本条例は権利重視型であり、市民の権利を明記していること。

議会も市民の市政参加を推進する内容が盛り込まれていること。

運用推進委員会を設けて、「作りっぱなし」にしていないこと。

- ・ 策定委員から引き続き推進委員になる人物については、最初立候補を募り、多数の場合には、くじ引き等によって決定する。
- ・ くじ引きに落ちてしまった委員に後年度の推進委員就任を約束するの

	<p>は望ましくない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>策定委員枠は5の倍数でないし、そもそも部会を前提に決めているわけではないので、部会を考慮する必要はない。</li> </ul> <p><b>・今後の日程、進め方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1月中であれば、追加意見を事務局に送付してもよい。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(以上)</p>
次回以降日程	なし(今回で最終回)